

厚生労働大臣の定める揭示事項は下記の通りです。

1 入院基本料について

当院の病棟では、1日18人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

・8時30分～17時30分	看護職員1人当たり	12人以内
・17時30分～8時30分	看護職員1人当たり	44人以内

2 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時適温で、午後6時以降に提供しています。

3 明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

4 マイナンバーカードによるオンライン資格確認について

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができます。マイナ保険証による診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用をお願いいたします。

5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）及び一般名処方について

当院は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の供給がしやすくなります。その他にも、医薬品の処方変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

なお、医薬品の供給状況によっては、患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性がございますが、その際は、事前にご説明の上変更いたします。

6 基本診療料及び特掲診療料の施設基準の届出事項について

近畿厚生局への施設基準に係る届出事項については、別掲の「施設基準届出一覧」をご参照ください。

7 コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料288点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は外来診療料74点を算定いたします。コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。ただし、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料1ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

ご不明な点がございましたら、医事課受付までご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名：綱島 治子 （1971年より眼科医療に従事）

厚生労働省への届出事項に関する事項

当院は次の施設基準に適合している旨の届出を厚生労働省近畿厚生局兵庫事務所におこなっています。

- 一般病棟入院基本料(地域一般入院料 3)
- 診療録管理体制加算 2
- 看護配置加算
- 看護補助加算 1
- 療養環境加算
- 栄養サポートチーム加算
- 後発医薬品使用体制加算 3
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- データ提出加算
- 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)
- 糖尿病合併症管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 3
- 在宅がん医療総合診療料
- 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合) 及び皮下連続式グルコース測定
- 持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- 遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
- コンタクトレンズ検査料 1
- CT 撮影及び MRI 撮影
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合 1)
- 導入期加算 1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術 (腎瘻増設術)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料(35)